

1 業務名 下関市斎場残骨灰処理業務

2 業務内容

下関市内の斎場に保管する火葬残骨灰及び集じん灰（以下「残骨灰」という。）を墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に鑑み、適正に処理し、中間処理過程において有価物含有灰を取り出し、残骨を最終埋葬地に運搬、埋葬供養するものとする。

3 実施期間、搬出場所等

(1) 実施期間

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

(2) 実施場所・搬出時期

①大谷斎場（下関市藤ヶ谷町 4 番 1 号）

- ・火葬残骨灰の搬出及び処分 ・供養塔内の清掃
- ・実施回数：年 2 回（12～1 月、3 月）予定

②豊浦斎場（下関市豊浦町大字小串字外無田 10117 番地 1）

- ・火葬残骨灰の搬出及び処分
- ・実施回数：年 1 回（3 月）予定

③豊北斎場（下関市豊北町大字滝部字石峠 2241 番地 1）

- ・火葬残骨灰の搬出及び処分
- ・実施回数：年 1 回（3 月）予定

④豊田斎場（下関市豊田町大字八道字大騒動 10314 番地 3）

- ・火葬残骨灰の搬出及び処分
- ・実施回数：年 1 回（3 月）予定

(3) 上記の搬出時期は予定であり、実際の搬出の日時は本市職員と協議の上、決定すること。

(4) 残骨灰の搬出及び運搬にあたっては、運搬車両に飛散防止対策を講じること。

また、搬出及び運搬時に要する消耗品（梱包用ビニール袋等）は、受託者において用意すること。

4 残骨灰年間予定数量（過去 2 年平均、小数点以下第 2 位切り捨て）

9.3t（約 4,196 体分）

5 処理委託料の算出方法

下関市内の斎場から搬出した残骨灰重量（小数点以下第 2 位を切り捨てた重量）に処理単価（残骨灰 1t 当たり）を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額（消費税および地方消費税を加算した額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額。）とする。

6 遵守事項

委託業務の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公衆衛生、公共の福祉などの見地及び関係法令等を遵守すること。
- (2) 残骨灰の取扱いは、礼を失しない方法により丁寧に行うこと。
- (3) 施行場所において、職員の業務に支障のないよう配慮すること。
- (4) 斎場に会葬者がいる間は、静粛にし、会葬者に支障のないよう配慮すること。
- (5) 中間処理は、残骨、有価物含有灰、その他夾雑物に分けること。それらに含まれる有害物質は、その処理に細心の注意を払い、高熱熔融処理等を施し無害化を図ること。
- (6) 残骨を埋葬する場所については、受託した残骨の量に応じた容量を埋葬できる最終埋葬地を受託者の責任において十分確保すること。なお、最終供養地の詳細（名称及び所在地等）については、契約締結時に報告すること。
- (7) 市が中間処理施設及び最終埋葬地への立入検査を求めた際は、速やかにその全施設を確認させること。
- (8) 下関市内の斎場での作業完了時は、清掃及び整理整頓をすること。
- (9) その他市の指示に従うこと。

7 計画書の提出

契約締結後速やかに次の書類を提出すること。

- (1) 作業計画書
- (2) 業務遂行責任者通知書
- (3) 処理工程等の業務フロー図
- (4) 処理施設、処理装置等の写真
- (5) その他必要書類

8 分別等の処理基準

(1) 保管基準

- ① 保管場所から残骨灰等が飛散し、流出し、若しくは地下に浸透し、又は悪臭を発生しないように、施設等に次に掲げる措置を講じること。
- ② 残骨灰は、床、天井を含め周囲を不浸透材で覆われた建築物内の専用区域に保管すること。
- ③ 残骨灰は、大気中に飛散又は流出しないように、専用の梱包物に入れるなど必要な措置を講じ、常日頃から整理整頓を行うこと。

(2) 分別処理に関する基準

- ① 破碎機、摩砕機、ふるい、ベルトコンベア又はバケットコンベアなど乾式で行う処理施設にあつては、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 分別に要する処理施設は、全て建築物内に設置すること。
 - イ 分別に要する処理施設は、フード及び集じん機又は防じんカバーが設置され覆われていること。
- ② 水洗式破碎施設、水洗式分別施設、沈殿施設など湿式で処理を行う施設にあつては、次に掲げる措置を講じること。

ア 排水は、排除（排出）基準を遵守して公共下水道等へ排出すること。

イ 排水中には、残骨灰が混入しないようにすること。

ウ 水処理に伴って発生する汚泥等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するように処分をすること。

(3) 夾雑物等の処分基準

分別されたガラス片、金属片、陶磁器片及び台車保護材など夾雑物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するように処分すること。

9 埋葬の取扱基準

(1) 残骨は、「墓地、埋葬等に関する法律」に準じて、その取扱いは周囲の環境汚染につながらないように取り扱うこととし、また、防災面にも留意したうえで埋葬、供養すること。

(2) 残骨は、動物等の骨など他のものと混合して埋葬するなど残された家族や周囲の人等の心理的、宗教的感情を損なう取扱いをしないこと。

(3) 残骨の最終埋葬地の設置場所は、「墓地、埋葬等に関する法律」に準じて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場所であること。

(4) 残骨の埋葬については、遺族からの問い合わせがあったときは、誠実に対応しなければならない。

10 帳簿書類の備付け

次に掲げる帳簿書類を備え付け、市の求めに応じて閲覧及び提出できる措置を講じること。

(1) 搬入量、処理量及び埋葬量を記載した書類

(2) 廃棄物処理に係る書類（委託契約書及びマニフェスト等）

(3) 有価物量、有価物売却先等を記載した書類

(4) その他自主管理を行った書類（水質検査結果、汚泥性状検査結果及び騒音測定検査結果等）

11 報告書の提出

委託業務完了後、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく委託者に提出しなければならない。

(1) 中間処理施設において選別した残骨、その他夾雑物等の処理が完了した時にはその都度、別記1「残骨灰搬出処理状況報告書」に集荷袋数及びその重量、分別処理後の重量並びにその状況を書面（計量票の写しなど）、写真等を添付して速やかに提出すること。

(2) 残骨の埋葬が完了した時は、その都度、別記2「残骨埋葬処理報告書」に写真を添付して速やかに提出すること。

(3) 業務完了後速やかに完了報告書を提出すること。

12 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。

別記 1

令和 年 月 日

下関市長 様

受託者 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

残骨灰搬出処理状況報告書

令和 年 月 日（第 回目）集荷分の処理状況について

内 訳

1. 斎場名

2. 集荷袋数及びその重量

残骨灰 袋 k g

(袋数内訳：大谷斎場 袋、豊田斎場 袋、豊浦斎場 袋、豊北斎場 袋)

3. 残骨灰の分別後の重量

(1) 台車保護材等含む残灰 k g

(2) 集じん灰 k g

(3) 金属類 k g

(4) 陶磁器類等 k g

(5) その他 () k g

(6) 残骨 k g

※ (1) ～ (6) は、分別後の総重量であり必ずしも集荷重量と同量とはならない。
※ (5) その他には、汚泥、燃えがら等を記載、該当無き場合は記載不要。
※ (6) 残骨は、別記 2 「残骨埋葬処理報告書」の記載量と同じであること。

上記、別添写真・計量書のとおり相違無いことを報告いたします。

別記 2

令和 年 月 日

下関市長 様

受託者 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

残骨埋葬処理報告書（第 回分完了）

下記のとおり、下関市内の斎場から搬出した残骨灰を分別処理し、残骨を埋葬したので報告します。

記

委 託 件 名 下関市斎場残骨灰処理業務

齋 場 名

搬 出 日 令和 年 月 日分 k g

(斎場集荷日)

埋葬処理日 令和 年 月 日

埋 葬 重 量 kg

処 理 場 所 _____

埋 葬 場 所 _____